

5 発達障害者等支援施策の更なる推進

7. 5 億円

(1) 発達障害者の地域支援体制の確立

2. 0 億円

発達障害者の支援を実施する地域支援体制の確立を推進する。

○ 発達障害者支援センター運営事業の推進

(地域生活支援事業（440億円）の内数)

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供等を行う。

○ 発達障害者支援体制整備事業の推進

2. 0 億円

ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況の調査及び評価や、適切な助言（巡回指導）等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児（者）及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

(2) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施 5. 4 億円

発達障害者の支援手法を開発するとともに、専門家の育成や普及啓発について着実に実施する。

○ 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の推進

39百万円

国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。

○ 発達障害者支援開発事業の推進

3. 9 億円

発達障害者一人一人のニーズに応じた一貫した支援ができるよう先駆的な取組みを通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

○ 発達障害情報センター機能の充実 54百万円

発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、各自治体の発達障害に関する支援体制の好事例を集めたモデル事例集や、支援手法等を集めた支援マニュアルを策定する。

○ 発達障害者支援者実地研修事業の創設 23百万円

発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成する。

○ 「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業の推進 15百万円

国連が制定した「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の周知と、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施する。

(3) 高次脳機能障害者の支援体制の確立 12百万円

各都道府県が整備する支援拠点機関において、高次脳機能障害者やその家族に対する情報提供、相談業務等を行うとともに、ネットワークの強化により適切な診断、訓練、リハビリテーションが行えるよう体制の確立を図る。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、支援拠点機関の従事者等を対象とした研修を行い、適切な支援の普及及び支援サービスの質の均てん化を図る。

6 自殺対策の推進

6. 0 億円

○ 地域における自殺対策の強化

平成21年度第1次補正予算（100億円）による「地域自殺対策緊急強化基金」（内閣府所管）を活用して、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む地方公共団体や民間団体への支援を行う。（平成23年度まで）

（1）地域での効果的な自殺対策の充実と民間団体の取組支援

3. 5 億円

地域における支援体制の整備を行うための「地域自殺予防情報センター」の機能を拡充するなどにより、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な観点に着目した地域の自殺対策の向上を図るとともに、自殺未遂者や自殺遺族等へのケアに当たる人材の研修や自殺対策に取り組む民間団体への支援を行う。

○ 地域自殺予防情報センターの充実・強化

1. 3 億円

「地域自殺予防情報センター」に専門相談員を配置し、自殺未遂者・自殺者親族等に対する相談機能の強化を図るとともに、関係機関のネットワークの強化等を引き続き推進する。

○ 自殺対策に取組む民間団体への支援

1. 1 億円

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

（2）自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成等

91 百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医等のかかりつけ医に対するうつ病の診断・治療・医療連携に関する研修を実施するとともに、地域におけるメンタルヘルスを担う心理職等の従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制との連携の強化を図る。

(3) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 81百万円

自殺との関係が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解のための普及啓発を実施する。

(4) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供・調査研究等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数

総合的な自殺対策を実施するため、自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整、自殺の実態を解明するための調査等を実施する。

**7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する
医療提供体制の整備の推進 235億円**

(1) 医療観察法の医療提供体制の充実・強化 233億円

指定入院医療機関の整備に向けて、都道府県等による整備を促進するための取組みを推進するとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(2) 円滑な社会復帰に重点を置いた医療観察法制度の適正な運用

1. 8億円

※他局計上分を含む。

医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行い、円滑な社会復帰を促進するため、医療観察法医療の質を評価・検証するとともに、公平な審判に資するよう、精神鑑定の判定事例にかかる考察を行う。

(3) 司法精神医療に携わる医療及び福祉職種の人材養成 66百万円

増加する精神鑑定業務への対応と医療観察法に基づく対象者に対する質の高い医療的ケアを行うため、精神保健判定医や指定医療機関従事者、地域保健福祉職員等に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定ならびに医療処遇に関する各種の演習等を適切に実施することで、関係職種の育成と資質能力の向上を図る。

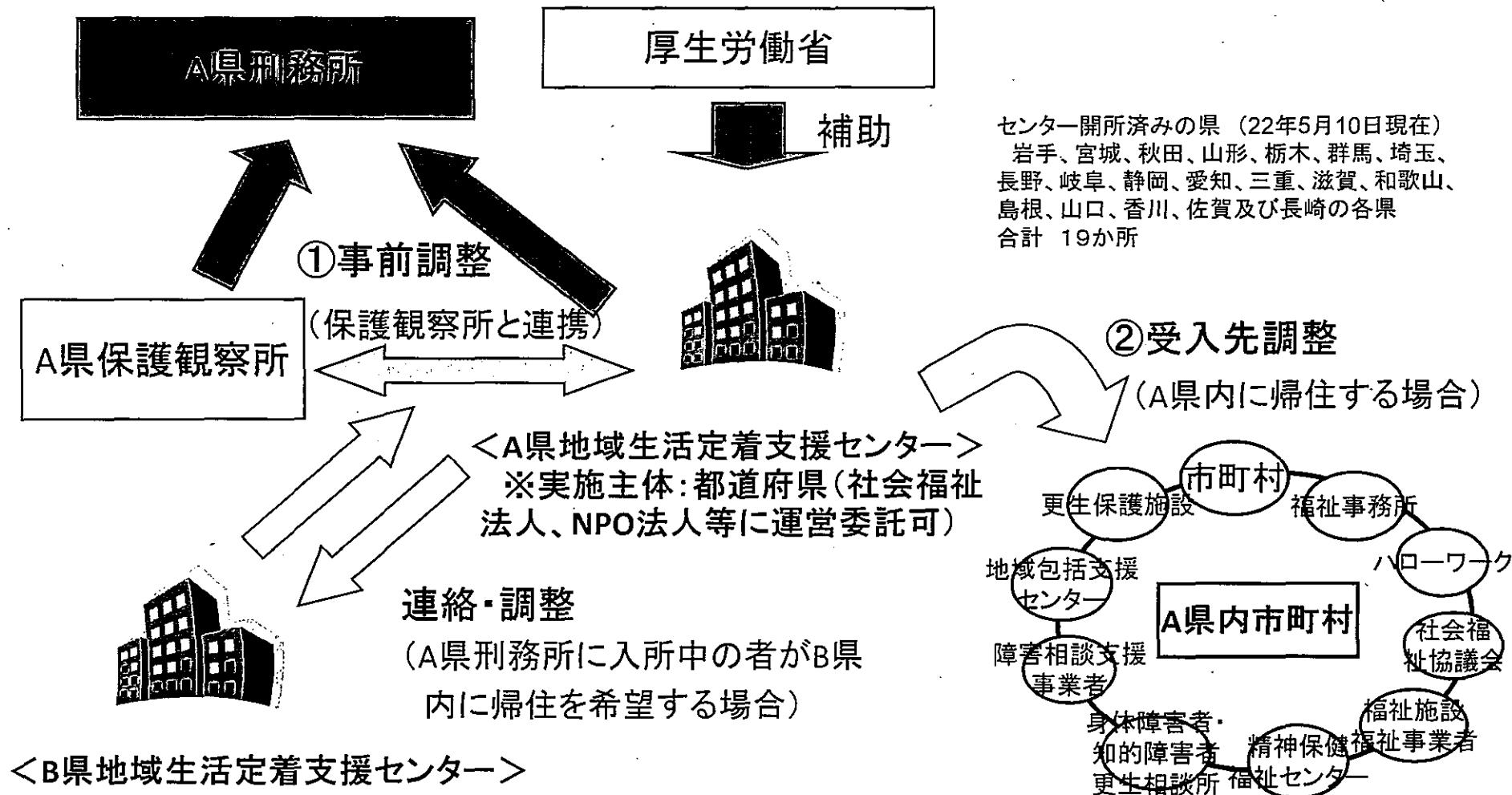
8 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1, 367億円

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

地域生活定着支援センターの概要

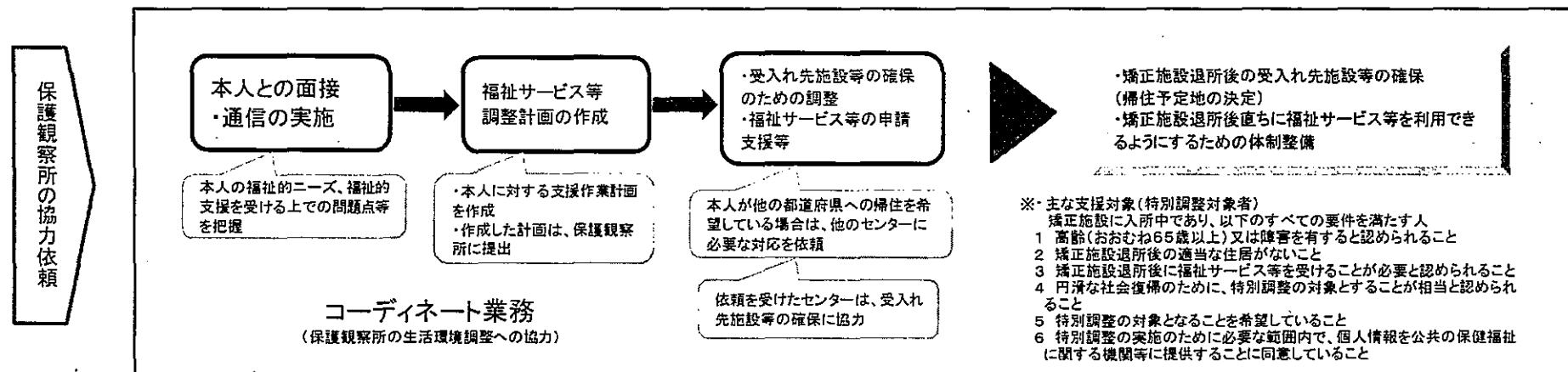
矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置する。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)の2つの役割を併せ持つ。



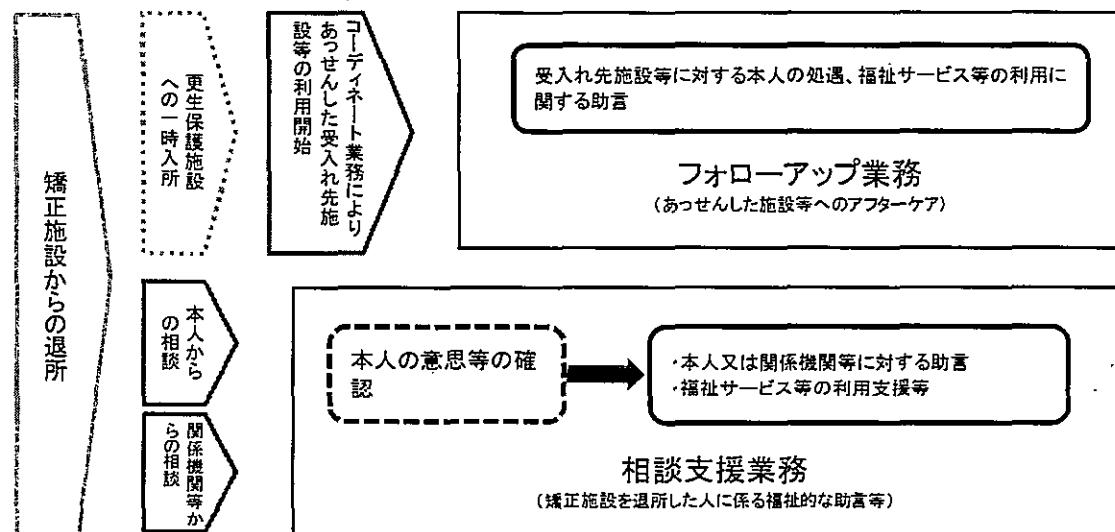
地域生活定着支援センターの事業の概要

矯正施設に入所中の人に対する支援

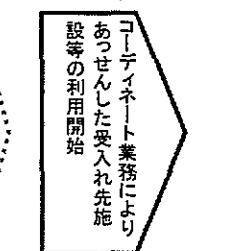


-22-

矯正施設を退所した人に係る支援

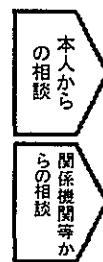


矯正施設からの退所



受入れ先施設等に対する本人の処遇、福祉サービス等の利用に関する助言

フォローアップ業務
(あっせんした施設等へのアフターケア)



本人の意思等の確認

・本人又は関係機関等に対する助言
・福祉サービス等の利用支援等

相談支援業務

(矯正施設を退所した人に係る福祉的な助言等)

ひきこもり地域支援センターの概要

〔厚生労働省社会・援護局総務課〕

課題

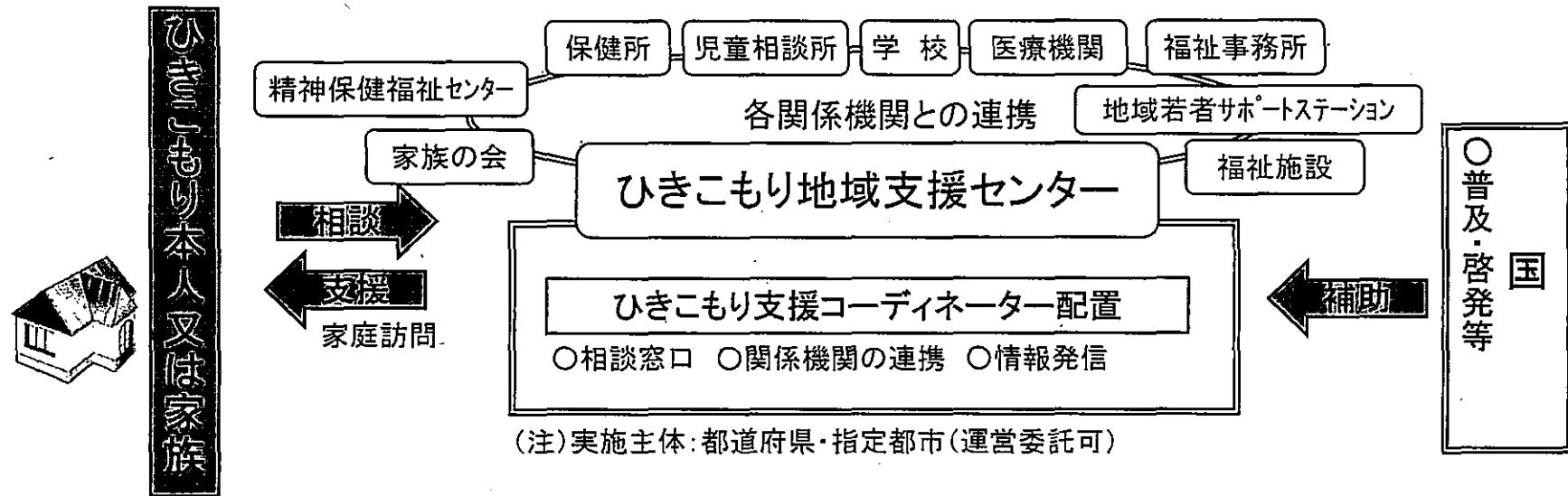
- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。

各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

- ①第1次相談窓口 → ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。
- ②他の関係機関との連携 → 対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。
- ③情報発信 → リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

ひきこもり地域支援センターの概念図



「ひきこもり地域支援センター」の設置状況リスト

平成22年4月1日現在

		名 称	住 所	電話番号
1	北海道	北海道ひきこもり成年相談センター	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	011-863-8733
2	岩手県	岩手県ひきこもり支援センター	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9618
3	山形県	自立支援センター「巣立ち」	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217
4	東京都	東京都ひきこもりサポートネット	小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内	042-329-6677
5	石川県	石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
6	長野県	長野県ひきこもり支援センター	長野市若里7-1-7 長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810
7	愛知県	愛知県精神保健福祉センター	名古屋市中区三の丸3-2-1東大手庁舎	052-962-5377
8	滋賀県	ひきこもり支援センター	草津市笠山8-4-25	077-567-5058
9	京都府	初期型ひきこもり訪問応援「チーム絆」	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町京都府庁2号館1階青少年課内	075-414-4304
10	大阪府	ひきこもり地域支援センター	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6697-2750
11	和歌山县	ひきこもり地域支援センター	和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階	073-435-5194
12	鳥取県	とつとりひきこもり生活支援センター	鳥取市西品治863-1	0857-20-0222
13	山口県	ひきこもり地域支援センター	防府市駅南町13-40防府総合庁舎2階	0835-27-3480
14	徳島県	ひきこもり地域支援センター「きのぼり」	徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8911
15	高知県	高知県ひきこもり地域支援センター	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4966
16	大分県	青少年自立支援センター(ひきこもり地域支援センター)	大分市東春日町1-1NS大分ビル2F	097-534-4650
17	横浜市	青少年相談センター	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6615
18	浜松市	浜松市ひきこもり地域支援センター	浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎4階	053-457-2709
19	大阪市	大阪市こころの健康センター	大阪市都島区中野町5-15-21都島センタービル3F	06-6922-8520
20	神戸市	神戸市ひきこもり地域支援センター～ラポール～	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2-22	078-945-8079
21	広島市	広島市ひきこもり相談支援センター	広島市西区楠木町一丁目8-11	082-942-3161
22	北九州市	ひきこもり地域支援センター	北九州市戸畠区汐井町1-6ウェルとばた2階	093-873-3132
23	福岡市	地域思春期相談事業「ワンド」	福岡市東区松香台2丁目3-1九州産業大学大学院付属 臨床心理センター	092-673-5804

自治体単独のひきこもり専用相談窓口の設置状況リスト(センター設置県以外)

		名 称	電話番号
1	宮城県	県保健福祉事務所(7か所)	
		宮城県仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
		宮城県仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所	022-363-5507
		宮城県北部保健福祉事務所	0229-87-8011
		宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
		宮城県東部保健福祉事務所	0225-95-1431
		宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118
		宮城県気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
2	秋田県	精神保健福祉センター	018-831-2306
3	福島県	保健福祉事務所(6か所)	
		県北保健福祉事務所	024-534-4300
		県中保健福祉事務所	0248-75-7811
		県南保健福祉事務所	0248-22-5649
		会津保健福祉事務所	0242-29-5275
		南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
		相双保健福祉事務所	0244-26-1132
		精神保健福祉センター	024-535-3556
4	群馬県	こころの健康センター	027-263-1166
5	岡山県	各保健所、支所(9か所)	
		備前保健所	086-272-3950
		備前保健所東備支所	0869-92-5179
		備中保健所	086-434-7020
		備中保健所井笠支所	0865-69-1675
		備北保健所	0866-21-2836
		備北保健所新見支所	0867-72-5691
		真庭保健所	0867-44-2990
		美作保健所	0868-23-0111
		美作保健所勝英支所	0868-73-4054
6	川崎市	精神保健福祉センター	044-200-3246
7	名古屋市	精神保健福祉センター	052-483-2095

子ども・若者育成支援推進法について

H21.7.8公布

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割り的な対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

[国]

[地方公共団体]

子ども・若者育成支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村 子ども・若者計画 (努力義務)

策定

子ども・若者育成支援推進本部 (本部長:総理)

基本理念

国の基本的な施策等

・各関連分野における施策の総合的な実施

・国民の理解の増進等
(国民運動の展開)

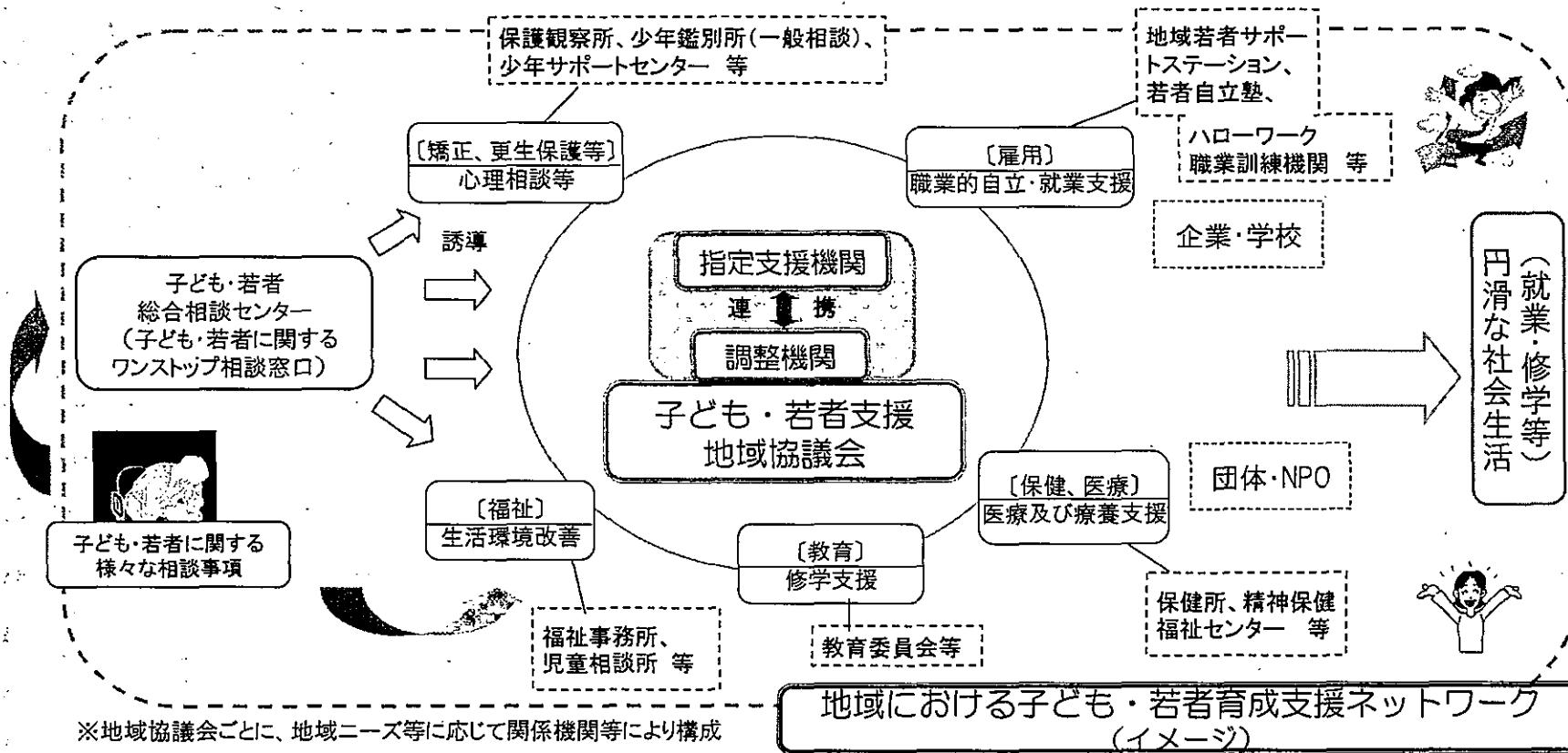
・社会環境の整備

・子ども・若者総合相談センターの体制確保

・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施
相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導
修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・状況把握、誘導、支援内容等の周知
医療、療養 生活環境改善
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

父子家庭への児童扶養手当の支給について

1. 概要

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

- ・ 補助率 国1／3、都道府県等 2／3
- ・ 対象者数 父子家庭 約10万世帯
(母子家庭 約97万世帯 21年3月末)
- ・ 支給月額(児童1人の場合)
 - ・全部支給 41,720円
 - ・一部支給 41,710~9,850円(所得に応じ)

2. 平成22年度予算

予算額 国費: 1,678.4億円

うち、父子家庭へ対象を拡大するための所要額 約50億円(4ヶ月分)
(満年度とした場合 約150億円)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。

父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

3. 法案

所要の法律案を平成22年通常国会に提出(施行日は平成22年8月1日)

雇児福発 1125 第 1 号
平成 21 年 11 月 25 日

各都道府県
婦人保護事業担当部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について（通知）

配偶者からの暴力の防止等については、従来より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成 20 年 1 月 11 日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）及び「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等に基づき実施が図られているが、先般、総務大臣から厚生労働大臣に対して、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に基づき、別添 1 のとおり「一時保護の機能の充実」について、勧告が行われた。

ついては、今般の勧告を踏まえ、改めて下記のとおり留意すべき事項をまとめたので、一時保護の申請と決定及び一時保護機能の充実において、引き続き適切な対応をお願いする。

また、各都道府県婦人保護事業担当部局においては、婦人相談所及び関係機関に対して、配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能がさらに充実されるよう、周知徹底をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護の申請と決定

- (1) 夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること。

(2) 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること。

2. 一時保護機能の充実

- (1) 安全かつ適切な一時保護の実施のため、一時保護までの同行支援等の方策や連絡体制及び対応方法について、都道府県内の他の配偶者暴力相談支援センター、市町村及び警察等関係機関とあらかじめ協議を行うこと。
- (2) 外国人、障害者、高齢者、男性被害者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保すること。
- (3) 一時保護の委託にあたっては、被害者の状況と委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定すること。
- (4) 一時保護の期間については、被害者の状況に応じて柔軟な設定すること。
- (5) 一時保護後の円滑な自立支援に向けて、速やかに福祉事務所や関係機関と緊密な連携を図ること。
- (6) 都道府県内の関係機関と協議会を設置し、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業の活用等により、被害者支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関相互の協力のあり方をあらかじめ決め、定期的に連絡会議を開催する等により共通認識を持ち、連携して取り組む体制を確保すること。
- (7) 協議会の場を活用するなどして、個人情報の保護に十分に留意した上で、婦人相談所としてのケースワークを確実に行う観点からも、必要な場合には個別の事案についても、協議を行うこと。

別添 1

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果（勧告）（抄）

（平成21年5月26日総務大臣）

この度、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

（別紙より抜粋）

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

（2）被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。（厚生労働省）

（参考）

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/13458.html